

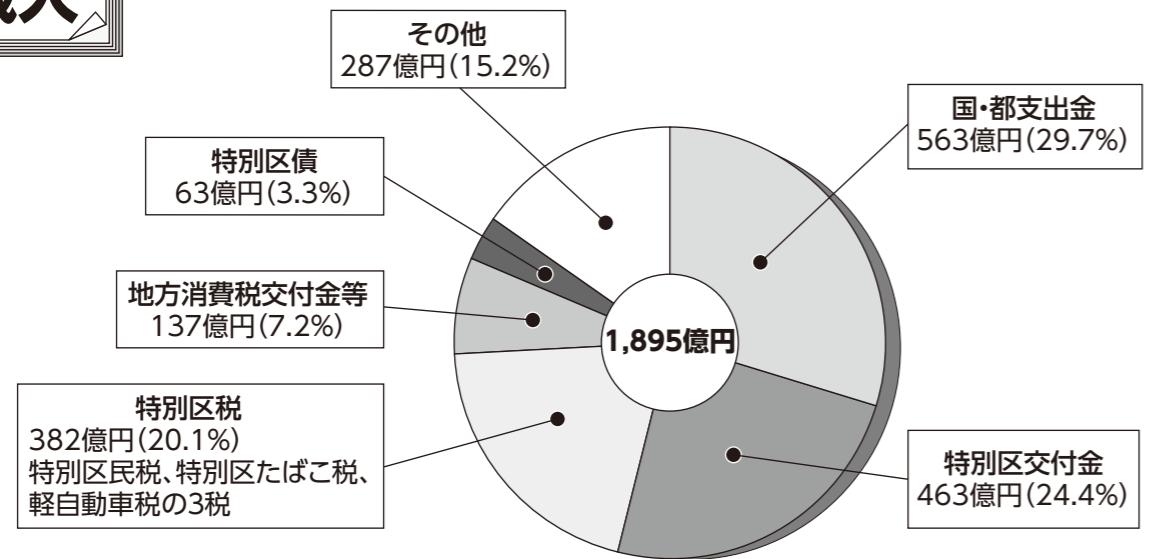
みんなのくらしと税金

区は、保健・福祉・防災・教育など、区民のみなさまのくらしに身近で、しかも個人ではできないような、地域社会に共通する仕事を行っています。そのためにかかる費用の多くは、税金として区民のみなさまに分担していただくことになります。

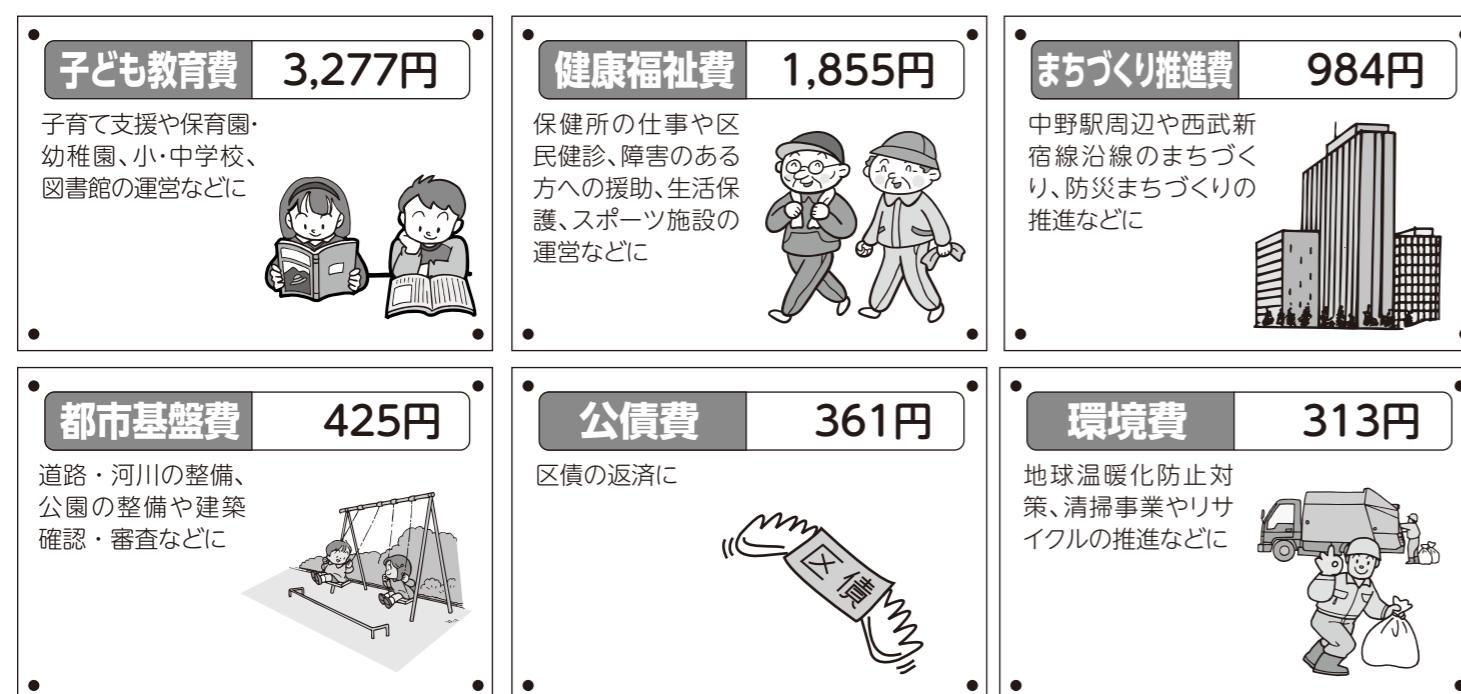
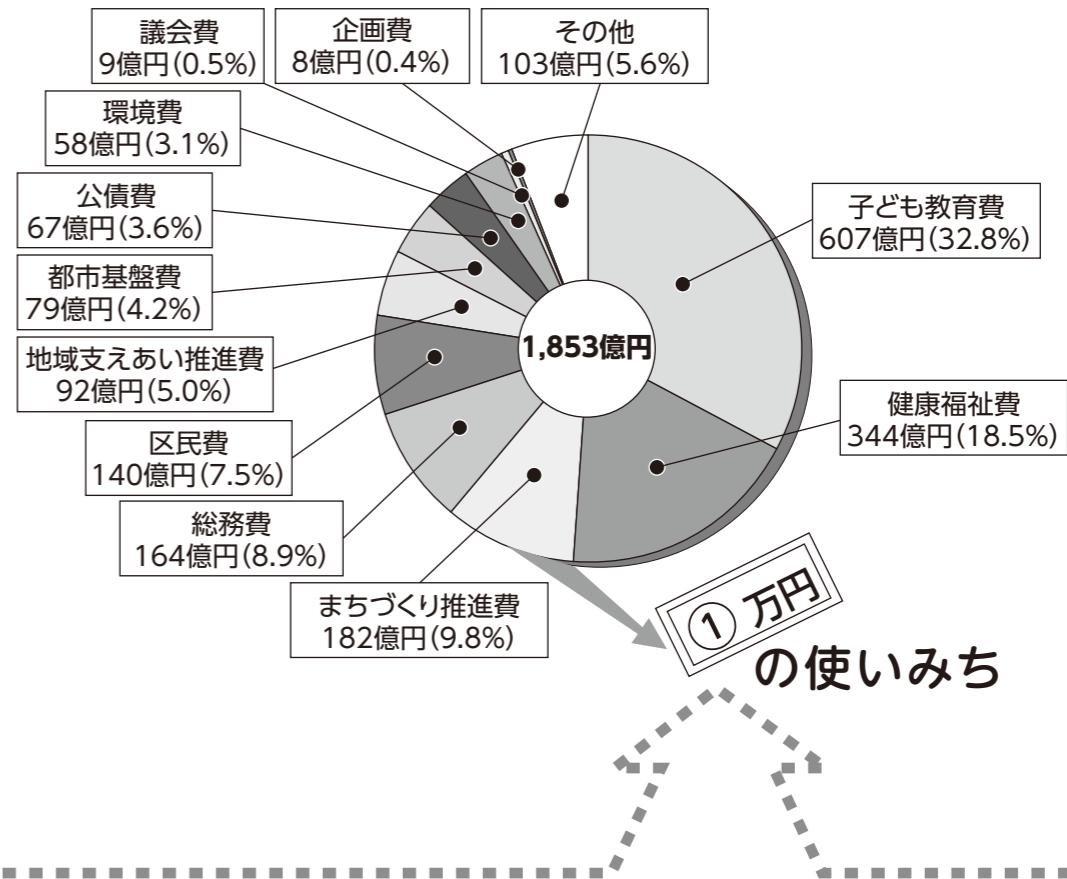
中野区の令和6年度決算の一般会計歳入は約1,895億円。このうち、特別区税は約382億円で、およそ20.1%を占めています。また、同一般会計歳出の総額を1万円に換算した場合の主な使いみちは、次の図のとおりです。

※数値は表示単位未満で四捨五入しています。このため、表示された数値から算出する値と、合計値等が異なる場合があります。

一般会計 岁入



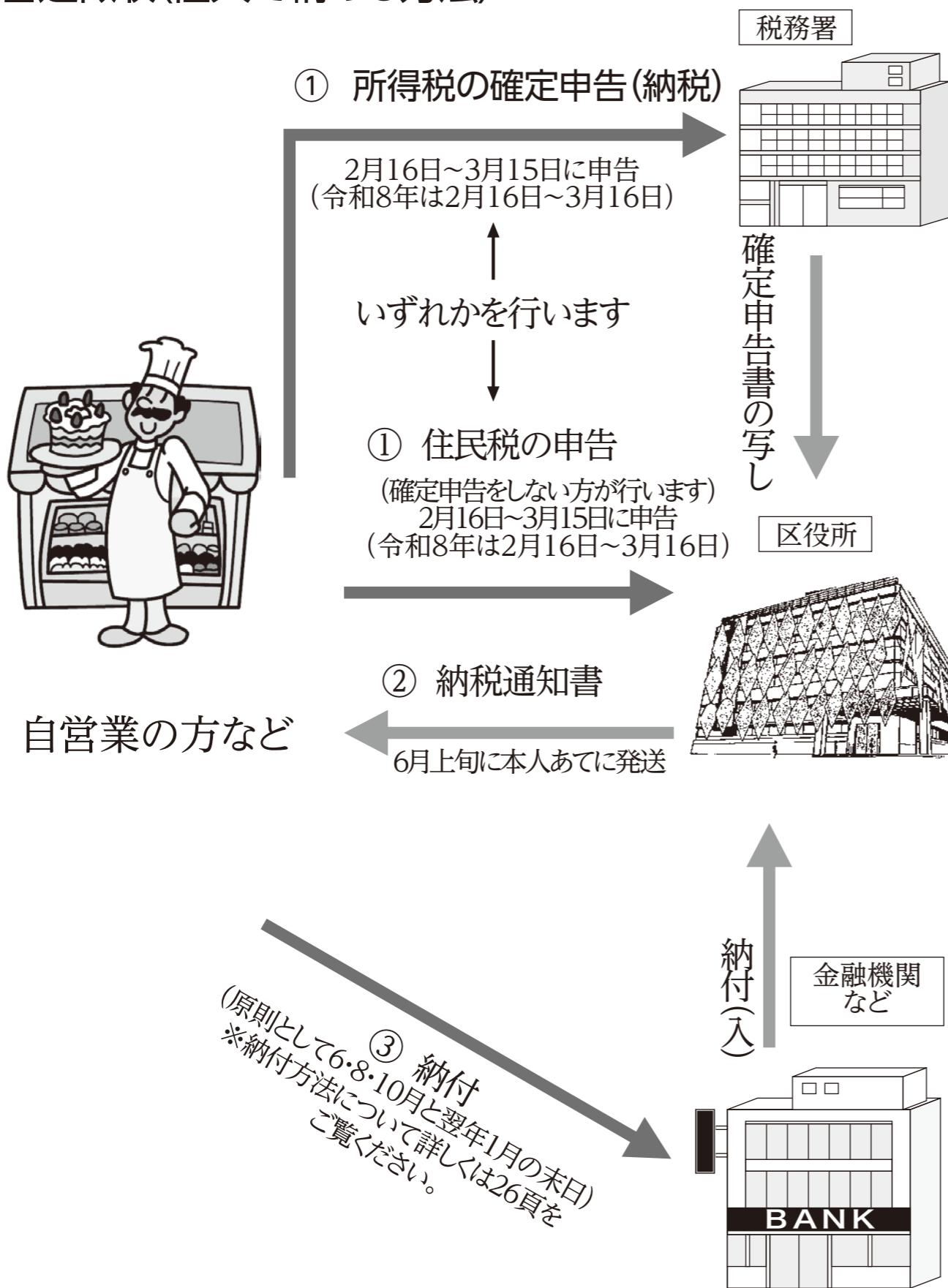
一般会計 岁出 (目的別)



☆歳出決算額1,853億円を1万円に換算するとこうなります(目的別)



普通徴収(個人で納める方法)



申告から納税までの流れ

特別徴収(給与天引きで納める方法)

① 所得税の確定申告

医療費控除など確定申告をする
必要のある方のみが行います

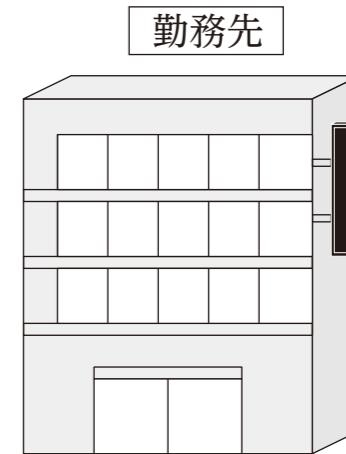


① 給与支払報告書
1月末日までに提出

② 税額通知書
5月中旬に会社あてに通知

③ 税額通知書
5月末日までに
本人に渡す

④ 給与から税額相当分を天引き
その年の6月～翌年の
5月の給与から天引き



年金所得の分は、年金保険者(日本年金機
構など)が年金支払の際住民税を差し引い
て(天引き)納めます。
(6頁、26頁をご覧ください)

年金特別徴収

(公的年金から天引きで納める方法)

65歳以上の年金受給者の方

